

## 協議事項について

菊池地域医療構想調整会議（以下、「調整会議」という。）では、菊池地域における「2025年を見据えた医療機関としての役割」や「非稼働病棟を有する医療機関（再稼働含）の見通し」等について、これまで協議を重ねて参りました。

この度、2医療機関（うち1医療機関は未開設）から調整会議で協議すべき事項が提出されましたので、以下説明文及び資料を御確認いただき、合意・非合意について御回答いただきますようお願いいたします。

### 議題1 過剰な病床機能への転換について

#### 合志第一病院

合志第一病院においては、令和3年3月に書面開催した調整会議において「非稼働病棟を有する医療機関の再稼働について」及び「2025年を見据えた病院の役割について」について合意を得たところですが、この度、病床の稼働状況や地域のニーズを踏まえ「2025年を見据えた病院の役割について」を変更したい旨連絡がありました。その内容は、病床機能の変更で、急性期病床及び回復期病床を減床し、慢性期病床を増床するものです（総病床数の増減なし）。

菊池地域において慢性期病床は過剰であるため、変更するためには調整会議において合意を得る必要があります。

菊池保健所としては、病床の稼働状況や地域のニーズを踏まえたものであることから、特に問題はないのではないかと考えております。

つきましては、前回調整会議での合意内容との変更点や、地域における合志第一病院の役割についてご確認いただきたく、**資料1**を病院に作成いただきました。病院の担う役割が、病床機能変更後も、2025年に向け、引き続き、地域のニーズに応じたものとなっているかについて御確認をお願いいたします。

## 議題2 特例診療所の開設について

### 穂っぷこども在宅&心身クリニック（仮称）

特定非営利活動法人NEXT EP理事長島津智之氏から、一般病床を有する診療所の開設について協議書の提出がありました。

新たに病床を設けようとするときは、厚生労働省令（※1）で定める場合を除き、県知事の許可を受けなければなりません。今回協議書の提出があった医療機関は、厚生労働省令で定める場合に該当する診療所（以下「特例診療所」という。）として協議されているものです。

この場合、県知事の許可対象外となりますが、調整会議での合意を得たうえで、県医療審議会に諮問し、合意の答申を得る必要があります。

なお、開設が認められた場合は、設置する病床は病床規制の対象外となります。

今回協議のあった診療所は、医療的ケア児を対象とした医療機関です。

人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを行いながら自宅で生活をする方が、短期間、入所して過ごすことができる医療型短期入所施設として運営されるもので、医療的ケア児の介護等を行っている家族のレスパイトをはじめ、病院から地域生活への移行、発達や成長の支援、家族以外の利用者との交流など、医療的ケアが必要な児や障害のある方、家族にとって重要な役割を果たす施設です。

菊池圏域では、再春医療センター及び菊池病院（合計定員13名）に設置されておりますが、福祉型短期入所施設に比べ、全国的に少ない状況です。一方、医療的ケア児は増加していることから重要性も高まっており、国、県、市町村において、施設設置の促進について各計画等に記載されております（※2）。

菊池保健所としては、本診療所が開設されることにより、医療的ケア児とその家族にとって良質かつ適切な医療の提供体制の充実を図ることができるのではないかと考えております。

つきましては、診療所の概要等について御確認いただきたく、**資料2**を設立法人に作成いただきました。診療所の担う役割が、菊池地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所であると認められるかについて御確認をお願いいたします。

なお、開設者は特定非営利活動法人であります。医療機関の開設・経営の責任主体たり得るか及び営利を目的とするものでないことを、定款等により確認しております。

※1 医療法施行規則第1条の14第7項

法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。ただし、第五号に掲げる場合にあつては、同号に規定する医療の提供を行う期間（六月以内の期間に限る。）に係る場合に限る。

一 略

二 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。

三～五 略

※2

◆厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業 医療型短期入所に関する実態調査

医療型短期入所は、福祉型短期入所に比べて、全国的に事業所数が少ない状況にあるが、今後の医療的ケアに対するニーズの高まりが見込まれる中で、利用者や家族のレスパイトの観点から、全国的な整備や運営支援が必要である。

◆熊本県 第6期熊本県障がい者計画 くまもと障がい者プラン

医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）の家族への支援の充実

在宅の医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）に対して、居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援等を提供することで、家族へのレスパイトを促進できるよう、障がい児（者）が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

また、特に医療的ケアを必要とする重度の障がい児（者）を受け入れることができる医療型の短期入所事業所の設置促進のための支援を行います。

◆合志市 第3期合志市障がい者計画

在宅障がい者等の介護者が、病気等により一時的に介護できなくなった時に、障がい者等が施設に短期間入所し、入浴や排泄、食事等のサービスを提供する短期入所事業の充実に努めます。